

建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示リスト
 (「平成 20 年 11 月 27 日まで」、「平成 20 年 11 月 28 日から令和 2 年 2 月 29 日まで」の実務)

対 照 実 務 の 例 示	対象:○ 対象外:×	
	平成 20 年 11 月 27 日まで	平成 20 年 11 月 28 日から 令和 2 年 2 月 29 日まで
①建築物の設計に関する実務	○	○
* 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、その他（防災設備全体、昇降機全体）の設計	○	○
* 収納壁、システムキッチン、家具、畳に類する設計	×	×
* プラント関係（建築物に係る業務に限る。）の設計	○	○
* 石油プラントにおいて、化学工学による知識等のみの知識で設計される装置部分の設計	×	×
* 公園等の設計、公園等の遊戯器具の設計	×	×
* 建築積算関連（単なる計算業務を除く。）	○	○
②建築物の工事監理に関する実務【工事監理者の立場の実務】	○	○
③建築工事の指導監督に関する実務	○	○
* 住宅瑕疵担保保証制度の申込みを受けた住宅の検査業務	○	×
* コンクリート構造物の非破壊検査（建築物に係る業務に限る。）	○	×
④建築一式工事、大工工事、建築設備の設置工事の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】	○	○
* 基礎関係（地盤調査、各種地業）の施工管理	×	×
* 建築一式工事に該当しない次の工事の施工管理 ・コンクリート関係（型枠工事、鉄筋工事、補強コンクリートブロック工事、コンクリートの打設工事） ・鋼構造物関係（溶接、建方、足場） ・その他の各部工事関係（屋根工事、防水工事、タイル工事、れんが工事、石工事、左官工事、塗装工事、板金工事、カーテンウォール、サッシ、P C 板、A L C 板、天井、（内）壁仕上げ、床仕上げ）	○	×
* 指定工作物（建築基準法第 88 条に規定されるもの）の築造工事の施工管理	○	×
* 建築物の解体工事の施工管理	○	×
⑤建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する実務【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】	○	○
⑥消防長又は消防署長が建築基準法第 93 条第 1 項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務	○	○
⑦建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。）に関する実務	○	○
* 既存建築物のコンクリート強度の検査・調査に関する業務	○	×
⑧大学院の課程（建築に関するものに限る。）において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うこと目的として建築士事務所等で行う実務実習（インターンシップ）及びインターンシップに関連して必要となる科目の単位を所定の単位数（30 単位以上又は 15 単位以上）修得した場合に実務の経験とみなされる 2 年又は 1 年の実務	—	○
* 建築（工）学関係大学院での建築に関する研究（研究内容、課程修了者であること、指導教官の証明があるもの等）	○	—
（その他）		
* 建築士法第 21 条に規定する建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理等の業務	○	×
* 営業関連業務（建築に関するセールスエンジニア）	○	×
* 官公庁等における建築行政	○	×
* 官公庁等における営繕業務	○	○※
* 都市計画コンサルタント（建築に関する業務に限る。）	○	×
* 区画整理事業の補償（登記申請に係る図書の作成等建築に係る業務に限る。）	○	×
* 建築教育（教材の作成を含む。）	○	×
* 研究・開発	○	×
* 建築に関する知識を必要とする図書、雑誌の編集等	○	×

※上記の①～④、⑦のいずれかに該当する業務に限る。

<平成 20 年 11 月 28 日から令和 2 年 2 月 29 日までの実務経験要件>

<p>「建築実務の経験」として認められるもの</p>	<p>◎設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる実務</p> <p>① 建築物の設計（建築士法第21条に規定する設計をいう）に関する実務 <建築物の建築工事の実施のために必要な図面及び仕様書（設計図書）を作成することを指し、図書の直接的な作成だけでなく構造計算や建築積算等も含まれる></p> <p>② 建築物の工事監理に関する実務 <工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているか否かを確認することを指す></p> <p>③ 建築工事の指導監督に関する実務 <建築工事について、工事施工者に即した立場ではなく、建築主の依頼により第三者的立場から指導監督することを指す></p> <p>④ 次に掲げる工事の施工の技術上の管理に関する実務</p> <p>イ 建築一式工事（建設業法別表第一に掲げる建築一式工事をいう） <建築一式工事とは、「総合的な企画、指導調整のもとに建築物を建設する工事」を指す></p> <p>ロ 大工工事（建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう） <大工工事とは、「木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事」を指す></p> <p>ハ 建築設備（建築基準法第2条第三号に規定する建築設備をいう）の設置工事 <これらの工事について、実際に作業を行うのではなく、現場において工事全体の工程管理や技術的指導といったマネジメント業務（施工の技術上の管理）を行うことを指す></p> <p>⑤ 建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する実務 <建築基準法の規定により行われる建築物の計画の建築基準関係規定への適合の審査、構造計算適合性判定、建築物に関する完了検査、建築物に関する中間検査を指す></p> <p>⑥ 消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務</p> <p>⑦ 建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断をいう）に関する実務</p> <p>⑧ 大学院の課程（建築に関するものに限る）において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習（インターンシップ）及びインターンシップに関連して必要となる科目の単位を所定の単位数（30単位以上又は15単位以上）修得した場合に実務の経験とみなされる2年又は1年の実務</p> <p>(注1) 建築士等の補助として当該実務に携わるものを含む。</p> <p>(注2) 「建築実務の経験」には単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験は含まない。</p>
<p>一部が「建築実務の経験」として認められるもの</p>	<p>一部の期間「建築実務の経験」と認められない業務を含んでいる場合（認められない業務の期間を除いた期間とする）</p>
<p>「建築実務の経験」として認められないもの</p>	<p>①単なる建築労務者としての業務（土工、設計事務所で写図のみに従事していた場合等） ②昼間の学校在学期間（中退者の在学期間を含む）</p>

<平成 20 年 11 月 27 日までの実務経験要件>

<p>「建築実務の経験」として認められるもの</p>	<p>○建築に関する知識及び技能の養成に有効と認められる実務 「建築実務の経験」であっても、建築物全体との関連が少なく建築に関する知識及び技能の必要性が少ない業務、建築に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設計事務所、建設会社、工務店等での建築物の設計・工事監理・施工管理 ②大工 ③官公庁での建築行政、官僚 ④大学・研究所・工業高校等での建築に関する研究、教育 ⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究（具体的な研究テーマにより判定） <p>（注）大学院の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法施行日前に所定の大学院を修了した者で、大学院における研究が建築に関するものであると認められる場合は、建築実務の経験となる。 ・法施行日前から引き続き所定の大学院に在学し施行日以後に修了した者で、かつ、当該大学院における研究が建築に関するものであると認められる場合は、2年を限度として、建築実務の経験となる。 <p>●法施行日前の建築実務の経験は、従来の基準により判定され、法施行日後の建築実務の経験と合算することができる。</p>
<p>一部が「建築実務の経験」として認められるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①土木工事等に含まれる建築工事（純粋に建築に関するものの比率を乗じて計算する） ②一定期間建築以外の業務を含んでいる場合（建築以外の業務の期間を除いた期間とする）
<p>「建築実務の経験」として認められないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①単なる建築労務者としての業務（土工、設計事務所で写図のみに従事していた場合等） ②昼間の学校在学期間（中退者の在学期間を含む）